

県外からの志願者が提出する書類

- ◎ 一家転住などのやむを得ない理由により、県外の中学校から山梨県立高等学校又は甲府市立甲府商業高等学校を志願する方は、該当年度の入学者選抜実施要項（「別記1」の2）で該当する条項を確認の上、次の手続きをしてください。

提出期間及び提出先

- **【手続き1】**については、募集ごとに次の期間内に、各志願先高等学校に提出する。
（高等学校の住所等については、令和2年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項のP83～P84を参照）

全日制課程前期募集	令和2年1月7日（火）から1月9日（木）まで
全日制課程後期募集 定時制課程	令和2年1月27日（月）から2月12日（水）まで

- ※ 受付は期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで。ただし、最終日は正午まで。
※ 申請手続きに当たっては、中学校より志願先高等学校に事前に連絡をしてもらうこと。

- **【手続き2】**については、募集ごとに次の期間内に、各志願先高等学校に提出する。

全日制課程前期募集	令和2年1月17日（金）から1月21日（火）まで
全日制課程後期募集 定時制課程	令和2年2月18日（火）から2月20日（木）まで

- ※ 受付は期間（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで。ただし、最終日は正午まで。
なお、1月17日及び2月18日は山梨県総合教育センターにおいて、一括受付を実施するため、各高等学校窓口での受付は行わない。

【手続き1】 県外入学志願承認のための提出書類（本人が用意するもの）

- (1) 県外入学志願承認願（様式19） 1通
- ・「現住所」欄は、書類提出時の住所とする。
 - ・「県外入学志願理由」欄は、山梨県立高等学校又は甲府市立甲府商業高等学校を志願する理由を具体的に記入すること。
（例：転勤に伴い家族全員が山梨県に転居するため。）
 - ・中学校において、公立高等学校を二重に志願していないことを証明してもらうこと。

- (2) 次の書類のいずれか若しくは複数を提出すること。なお、提出書類については志願先高等学校に事前に相談すること。

①住民票の写し

本人、保護者及び同居の家族について、令和元年12月1日以降に発行されたもの。
（本人と保護者の住所が異なる場合は、それぞれ必要になる。）

②事情説明書

次の事項について簡潔に記載すること。（様式は問わない。）

- ・家族構成（本人との続柄、職業、在学名・学年）
- ・山梨県内の新住所
- ・新住居の概要（持ち家、借家、社宅、親族との同居等）
- ・県外入学志願承認書の送付先の住所及び電話番号

③保護者の転勤（予定）証明書

保護者の転勤が理由の場合は提出すること。
志願者を含む家族が山梨県内に居住することになり、保護者が遅れて県内に転勤する場合は、その予定を証明する書類も提出すること。

④新しい住所を証明する書類

この書類により、転居の有無を確認する。

- ア 持ち家の場合…………… 売買契約書の写し、建築確認通知書、不動産登記簿謄本（家屋）等のいずれかの書類
- イ 借家の場合…………… 賃貸借契約書の写し又は会社の証明書（会社契約の借家の場合）
- ウ 社宅の場合…………… 会社又は事業所の証明書 など
- エ 親族等との同居…………… 不動産登記簿謄本（家屋）、賃貸借契約書の写し など

- ※ これらの書類を審査し、適当と認めるときは県外入学志願承認書（様式20）により通知する。（事情説明書の「県外入学志願承認書の送付先」に郵送）

なお、県外入学志願承認のための書類の提出は郵送でも受け付けるが、郵送により提出する場合は、書留で期限内に必着のこと。

- ※ 県外入学志願承認書（様式20）は、前期募集で入学許可予定者に内定とならなかった者が、後期募集等で同一高等学校に出願する場合等には必要となるので、原本の写しを保管しておくこと。

- ※ 志願先高等学校を変更する場合は新たに承認を受けなければならない場合があるので、提出書類については、必要に応じて原本の写しを複数部保管しておくこと。

- ※ 身体に障害があるなど、受検に際して特別な配慮が必要な場合は中学校を通して志願先高等学校に事前に相談すること。

【手続き2】 出願のための提出書類（中学校経由で提出すること。）

（本人が用意するもの）

- (1) 写真を貼付した入学願書 1通（様式1、様式2又は様式4）
- ・入学願書 全日制課程前期募集……様式1
（各志願先高校で独自に提出を求める書類があるので注意すること。
「教育方針、志願してほしい生徒像、前期募集選抜方法」のP66を参照。）
 - ・入学願書 全日制課程後期募集……様式2
 - ・入学願書 定時制課程……様式4
※写真は、令和元年12月1日以降に撮影した、縦4cm×横3cmの上半身・正面・脱帽のもので、裏面に中学校名と氏名を記載すること。（白黒・カラーいずれも可。）
※それぞれ入学願書裏面の「記入上の注意事項」を参考に記入すること。
- (2) 入学審査料
- ・県立高等学校の場合 全日制課程……2,200円
定時制課程……950円
※「山梨県収入証紙」を入学願書に貼付すること。（消印はしないこと。）
※収入証紙は、山梨中央銀行本・支店等で購入できます。
 - ・甲府市立甲府商業高等学校の場合……2,200円
※現金で納付すること。
- (3) 県外入学志願承認書（様式20） 1通（【手続き1】により交付されたもの）
- (4) 志願理由書（様式10）【前期募集のみ】 1通
- (5) 確約書（様式11）【前期募集のみ】 1通
- (6) 封筒① 1通
- ・大きさは、角形2号（240mm×332mm）
 - ・志願者の住所及び氏名を記入（切手は不要）
 - ・郵便で入学願書を提出する場合は、志願者の住所・氏名を記した、長形3号（120mm×235mm）をもう1通同封（切手は不要）
- (7) 封筒② 【前期募集のみ】 1通
- ・大きさは、長形3号（120mm×235mm）
 - ・志願者の中学校名と氏名を記入（切手は不要）
- (8) 自己申告書（様式25） 1通（該当者のみ）
- ・中学校において欠席日数が多い状況や理由等について説明する必要がある者は、自己申告書を志願先高等学校長に提出することができる。（基準については要項のP2（前期募集）、P8（後期募集）、P18（定時制）を参照。）

（中学校が作成するもの）

- (9) 調査書（様式6） 1通
- ・令和2年度山梨県公立高等学校等入学選抜実施要項を参照のうえ、記入すること。（前期募集P4～5、後期募集P10～11、定時制P20を参照。）
 - ・「各教科の学習の記録」欄について、例えば、10段階で評定している場合又は評定の段階がない場合は、5段階の評定に直すこと。
- (10) 出願者一覧表（様式7） 1通
- (11) 学習活動及び生活状況に関する所見（様式9）【前期募集のみ】 1通
- (12) 欠席日数の多い生徒に関する事情説明書（様式26） 1通（該当者のみ）
- ・中学校において第3学年の欠席日数が30日以上の方について、欠席日数が多い状況や理由等についての事情説明書を志願先高等学校長に提出する。
 - ・なお、欠席日数が30日未満の方についても中学校長が必要と認める場合は提出することができる。（要項のP3（前期募集）、P9（後期募集）、P18（定時制）を参照。）
- (13) 前期募集選抜結果内定通知書等郵送依頼書（様式12）【前期募集のみ】 1通
- ・校長宛の内定通知書及び受検者宛の結果通知書の郵送を希望する場合は提出する。
- (14) 5段階評定集計表（様式8） 1通
- ・令和2年度山梨県公立高等学校等入学選抜実施要項を参照のうえ、記入すること。（前期募集P4、後期募集P11、定時制P20を参照。）
 - ・貴中学校において本県に志願するものが、平成30年度以前の卒業者のみの場合は、提出の必要はない。
- (注1) 志願者の氏名は、住民票記載の文字に基づくものとする。（指導要録と一致する。）ただし、(9)(10)(11)及び(12)の書類については、志願者が特定できる場合は略字可とする。
- (注2) (9)～(13)の書類については、志願先高等学校あて、本人が用意した入学願書等の書類と一緒に提出すること。
- (注3) (14)の書類については、令和2年2月28日（金）までに、山梨県教育委員会高校教育課あて提出すること。
- (注4) 出願は、郵送可とする。ただし、郵送の場合は書留により出願期間最終日の正午までに各高等学校に必着のこと。
- (注5) 中学校が作成する各書類の記入等についての問い合わせ先
山梨県教育委員会高校教育課 指導担当 TEL 055-223-1766

資料請求及び問い合わせ先

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育委員会 高校改革・特別支援教育課 高校改革担当

TEL 055-237-1111(代) 内8330、8322 TEL 055-223-1767(直)